

第 1 期 決 算 公 告

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

ニチレキ株式会社

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	17,840	流動負債	6,670
現金及び預金	4,502	買掛金	1,862
CMS預け金	1,943	工事未払金	176
受取手形	509	電子記録債務	1,088
電子記録債権	1,417	リース債務	3
売掛金	5,535	未払金	1,528
契約資産	134	未払費用	332
完成工事未収入金	1,025	未払法人税等	801
商品及び製品	1,048	預り金	23
未成工事支出金	17	契約負債	0
原材料及び貯蔵品	948	賞与引当金	314
未収入金	122	未払消費税	541
その他	636	その他	3
未収消費税	0		
貸倒引当金	-1		
固定資産	5,235		
有形固定資産	4,278	固定負債	197
建物	23	リース債務	8
構築物	1,386	繰延税金負債	80
機械及び装置	587	資産除去債務	109
営業機材	1,195		
車両運搬具	198	負債合計	6,867
工具、器具及び備品	413	【純資産の部】	
リース資産	9	株主資本	16,209
建設仮勘定	463	資本金	300
無形固定資産	75	利益剰余金	15,909
ソフトウェア	22	その他利益剰余金	15,909
その他	53	繰越利益剰余金	15,909
投資その他の資産	881		
破産更生債権等	1		
長期前払費用	13		
前払年金費用	864		
その他	3		
貸倒引当金	-1	純資産合計	16,209
資産合計	23,075	負債純資産合計	23,076

(脚注) 有形固定資産の減価償却累計額

18,209

個別注記表

自：2024 年 4 月 1 日

至：2025 年 3 月 31 日

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法

原材料及び材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、3 年均等償却によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2 年～18 年
構築物	4 年～46 年
機械及び装置	2 年～15 年
営業機材	2 年～14 年
車両運搬具	2 年～8 年
工具、器具及び備品	2 年～20 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に 5 年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

①商品及び製品の販売

アスファルト応用加工製品事業においては、主にアスファルト乳剤、改質アスファルト、防水材料等の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、その納品時点で支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②工事契約

道路舗装事業における工事契約に関して、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。当該進捗度の見積方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、発生原価に基づくインプット法によっております。なお、工期がごく短い工事契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,000 株

(2) 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当りの配当金	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 28 日	普通株式	1,800,546,000	300,091	2025 年 3 月 31 日	2025 年 5 月 29 日

3. 会計方針の変更

(1) 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

①会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

②計算書類の主な項目に対する影響額

当該会計方針の変更による当事業年度及び前事業年度の計算書類への影響はありません。

(2) 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更

棚卸資産の評価方法の変更

①会計方針の変更の内容及び理由

当社は棚卸資産のうち商品及び製品の評価方法について、従来、先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より、総平均法による原価法に変更しております。

この評価方法の変更は、新しい基幹システムの導入を契機として、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

②遡及適用をしなかった理由等

過去の事業年度について、総平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高とみなして計算を行っております。

③計算書類の主な項目に対する影響額

当該会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響は、軽微であります。